

新しい人権問題への対応(その八)



研究センター理事長
元学校法人同志社総長

大谷 實

前回は、体外受精について、特に配偶者間の体外受精についての人権問題を考えてみました。「子が欲しい」という不妊夫婦の切実な願いは、幸福追求の重要な要素であり、その意味で、少なくとも夫の精子と妻の卵子を使って体外で受精した胚（受精卵）を、他の女性の子宮に移植して産んでもらう代理出産（代理懐妊）は、夫婦の自由であり権利ではないか。速やかに立法的措置を講ずべきであるというのが、私の結論でした。

もっとも、最高裁判所は、代理出産は現在の民法上公序良俗に反し無効であるとしましたが、今後も代理

出産は起こりうることであり、それを民法上どう取り扱うかについて、「立法による速やかな対応が強く望まれる」としまして、代理出産自体は肯定的に理解しているように思われます。それに呼応しまして、それまで代理出産は許されないとしてきた法務省や厚生労働省も立法的な解決に乗り出したのですが、現在までのところ成案は出ておりません。

たしかに、代理出産を法制化することにはまずと、いろんな問題が出てまいります。最高裁判所は、先の判決で「この問題に関しては、医学的な観点からの問題、関係者間に生ずることが予想される問題、生まれてくる子の福祉の問題などにつき、遺伝的なつながりのある子を持ちたいとする真しな希望及び他の女性に出産を依頼することについての社会一般の倫理的感情を踏まえて、医療法制、親子法制の両面にわたる検討が必要」であると説いています。したがって、立法的措置を講ずるにしても、多方面にわたる配慮が必要であることはその通りだと思えます。

ところで、体外受精には、妻が出産する場合と妻以外の女性が出産する場合の2つの形態がありますが、現在の民法では妻が出産した場合は実際上夫婦の子として扱われますから、法律上、特段の問題は生じませ

ん。問題は、妻が生んでない代理出産の場合で、これには4つの形態があります。

典型的な形は、①夫の精子と妻の卵子による受精、言い換えると配偶者間体外受精であります。その受精卵つまり胚を妻以外の女性の子宮に移植して出産してもらい、生まれた子を妻が引き取るというものです。いわゆる「借り腹」ですね。なお、配偶者間体外受精の場合、胚を妻の子宮に移植する場合がありますが、これは、医学的・倫理的には問題となっても、遺伝的に夫婦の子であることには間違いありませんし、体外で受精したのですが、妻の子宮で育ち出産したのですから、法律上夫婦の子とすることに問題はありせん。次は、②夫の精子と妻以外の女性の卵子による受精、その受精卵つまり胚をその女性の子宮に移植する場合があります。稀には、③第3者の精子と妻の卵による受精、その受精卵である胚を妻以外の女性の子宮に移植し、生まれてきた子を夫婦が引き取る場合があります。さらに、④第3者の精子と妻以外の女性の卵による受精、その胚をその女性の子宮に移植し、生まれてきた子を夫婦が引き取る場合が考えられます。

以上の4つの形態を法律上すべて解決することになりますと、最高裁判所が指摘したように、医療法制や親

子法制上様々な問題が生じます。ドイツのように、体外受精はすべて認めないことにするか、あるいはアメリカのように、当事者の意思つまり代理出産契約にすべて任せ、法律で規制することはしないとしてしまえば簡単なのですが、我が国の現状のように、ある程度代理出産を認めるということになりますと、どの形態を対象として問題解決を図るかがなかなか難しいようです。

しかし、これを人権上の問題として考えた場合、実際に問題となりますのは、①と②の代理出産だと思います。いずれも、医療現場では臨牀的に実施されているようで、その取り扱いをどうするかは法律上喫緊の課題であります。私は、前号で指摘しましたように、不妊夫婦、特に妻の幸福追求権の問題として取り組む必要があると考えています。そして、不妊の妻の子を持ちたいという願いは、自分と遺伝的につながっている子のはずであり、その意味で「卵の母」を法律上の母とすることが求められていると思います。「法律上の母は子宮の母」を原則とし、例外的に卵の母を認めるとする制度を設計する。その上で、②の代理出産を検討すべきではないか。これが代理出産問題についての私の結論です。